

「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン（仮称）」の策定について

国の経緯

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン

- 令和4年12月 スポーツ庁・文化庁が策定
 - ・学校部活動の地域連携及び地域の運営団体・実施主体への移行を推進
 - ・令和5～7年度の3年間を改革推進期間として段階的・計画的に推進
 - ・都道府県は、区市町村に対し、方針、取組内容、スケジュール等を周知

都におけるこれまでの取組

地域連携・地域移行に関する検討

- 部活動検討委員会を設置
 - ・区市町村、都中学校体育連盟、PTA等の委員で構成
 - ・持続可能なスポーツや文化芸術環境構築に向けた協議
 - ・地域連携・地域移行に関する課題整理



「子供たちのスポーツ・文化芸術等に親しむ機会の確保」「教員の働き方改革」を推進するガイドラインが必要

「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン（仮称）」の概要

対象 I：都立学校 II～IV：主に公立中学校等

部活動に関する総合的なガイドライン

部活動の教育的意義

部活動の在り方に関する方針

体罰、不適切な行為の防止

重大事故防止に向けた安全対策

(令和元年7月 東京都教育委員会)

I 学校部活動

- ・週当たり2日以上の休養日を設定（平日1日、週末1日）
- ・科学的トレーニングの導入により、効果的な活動を推進
- ・部活動指導員（非常勤職員）、外部指導者（有償ボランティア）の配置による教員の負担軽減
- ・スポーツ・文化芸術団体との連携等により、**学校と地域協働・融合した形での環境整備**の促進

新 II 新たな地域クラブ活動

- ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- ・地域スポーツ団体、学校との関係者等からなる**協議会の実施**
- ・休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日の設定
- ・活動場所である公共施設について、**利用しやすい環境づくり**
- ・意欲ある教師等の**円滑な兼職兼業**、質の高い**指導者の確保**

新 III 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

- ・令和7年度末には、全公立中学校等で地域連携・移行に向けた取組を実施
- ・都は、**区市町村が主体的に環境整備を進められるよう支援**
- ・区市町村や地域のスポーツクラブ等が運営団体となる体制
- ・**区市町村においても、推進計画等を作成し、取組内容、スケジュール等を周知**

新 IV 大会等の在り方の見直し

- ・大会参加資格を、**地域クラブ活動も参加できるよう見直し**（都中体連は、令和5年度から大会への参加を承認予定）
- ・校長等は、できるだけ**教師が引率しない体制を整備**
- ・生徒の負担が過度とならないよう、参加する大会等を精査

今後のスケジュール

○ 令和5年2月16日 ガイドライン案を公表

○ 2月16日～3月3日 意見募集

○ 3月23日 ガイドラインを公表